

沼津工業高等専門学校 事務補佐員（会計業務） 公募要項

1. 職 種：事務補佐員
2. 採用予定数：1名
3. 採用期間：令和8年10月1日～令和9年3月31日
※更新の可能性あり、最長で令和11年9月30日まで
4. 業務内容：（1）経理に関する業務（入金・支払伝票作成等：財務会計システム使用）
（2）補助金、寄附金等の外部資金の管理に係る業務
（3）その他学校運営全般に関する業務
5. 勤務場所：沼津工業高等専門学校（沼津市大岡3600）
6. 応募資格：（1）心身ともに健康で、仕事に熱意があり協調性に富んでいること
（2）パソコンを使った一般業務が支障なくできること（Windowsでのファイル管理、電子メール、Word・Excel等の操作ができること）
※簿記初級程度の知識があることが望ましい（資格の有無は問わない）
7. 勤務条件等
給 与：時給1,498円
諸 手 当：通勤手当（片道2km以上の場合）
勤 務 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始・夏季休業期間を除く）
勤務時間：9時15分～16時00分 又は 10時15分～17時00分
（いずれも休憩時間は12時15分～13時00分）
加入保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
8. 応募方法：①履歴書（写真貼付、メールアドレス記載）と②職務経歴書（自由書式）を下記
問合せ先に郵送願います。
※封筒には「事務補佐員（会計業務）応募書類在中」と朱書きしてください。
※応募書類は、秘密を保持し採用に関する手続きのために使用しますが、書類
の返却はいたしませんので予めご了承ください。
9. 応募締切：令和8年8月28日（金）必着
10. 選考方法：第一次選考 書類選考
第二次選考 面接
※第二次選考の詳細については、第一次選考を通過された方にお知らせします。
※第二次選考実施予定日：令和8年9月10日（木）
ただし、都合により変更することがありますので、予めご了承ください。
11. そ の 他：採用者は採用前に1～2回引継ぎのため来校していただく場合があります。
12. 問 合 せ 先：〒410-8501 沼津市大岡3600
沼津工業高等専門学校 総務課人事係（担当：沖津）
T E L 055-926-5713
13. 特 記 事 項：業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間
教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、

特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分にに関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。